

成長投資を促進するための金融戦略 ー 資産運用立国のアップグレード ー

内閣官房（日本成長戦略本部事務局）

2026 年 7 月 21 日

(目次)

背景・考え方	1
目標 (KPI)	2
1. 金融機関・市場の機能強化	2
1－1. 官民金融機関による資金供給・成長支援機能の強化	2
1－2. 市場の魅力向上	7
1－3. 地域金融力の強化	8
2. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等	10
2－1. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革	10
2－2. 企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出	12
3. 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備	12
3－1. アセットオーナーの機能向上	12
3－2. 資産運用サービスの高度化	15
3－3. 家計の安定的な資産形成の促進	16
3－4. 公的資産の運用改善や有効活用	18
4. 金融システムを支えるインフラへの投資	19
4－1. AI 時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ	19
4－2. 金融機関・金融システムへの信頼の確保	21
5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化	22

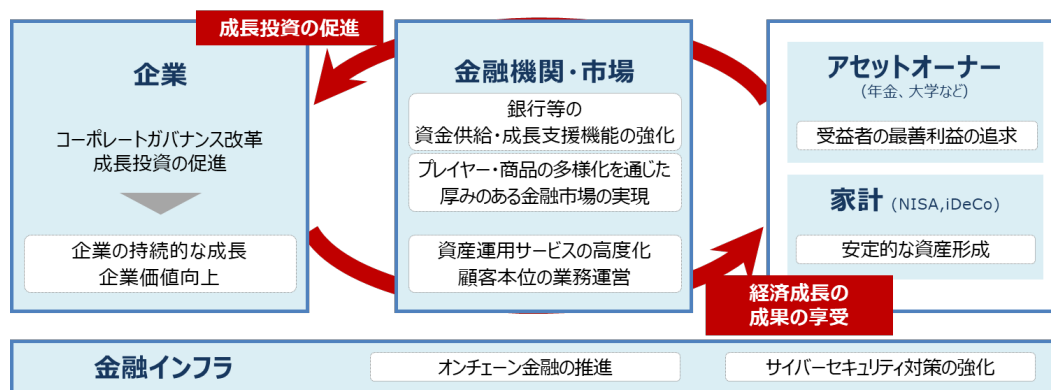
背景・考え方

政府は「資産運用立国実現プラン」（2023 年 12 月 13 日）等に基づき、これまで、家計、金融商品の販売会社、資産運用会社、アセットオーナー、企業などインベストメントチェーンを構成する各主体に向けた様々な施策を実施してきた。

これらの施策については一定の成果が表れてきているが、高市内閣が掲げる「強い経済」を実現するためには、「資産運用立国」の取組を更に発展させ、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能を強化することが重要である。

このため、以下の取組を通じ、官民連携による 17 の戦略分野等への成長投資を強力に促進するとともに、日本企業の事業再構築・再編を支える資金の好循環を創出し、日本経済の成長と国民の豊かさの向上に繋げていく。

1. 企業に中長期的な企業価値向上に向けた積極的な成長投資を促す。このため、コーポレートガバナンス改革や、企業の取組を促すための環境整備を行う。
2. 国民が経済成長の成果を最大限享受できるようにする。このため、アセットオーナーの機能向上や、投資家を支える資産運用サービスの高度化、家計の安定的な資産形成の促進を図る。
3. これらを繋ぐ立場にある銀行等の金融機関・市場の機能発揮を強力に促し、17 の戦略分野等への成長投資や大規模化する事業再構築・再編を金融面から支える。このため、銀行等による資金供給・成長支援機能を強化するとともに、プレイヤー・金融商品の多様化により厚みのある金融市場を実現する。
4. オンチェーンの決済手段（ステーブルコイン・トークン化預金）の実装・普及に向けた環境整備を行い、利用者保護を前提に、物流・商流・決済の一体化による経済全体の効率性向上の追求に貢献する。サイバーセキュリティ対策の強化も含め、金融インフラへの投資を促進する。



こうした考え方の下、「日本成長戦略」(2026 年 7 月 21 日閣議決定)において、金融分野における対応の方向性が示されるとともに、包括的な施策パッケージについては「成長投資を促進するための金融戦略」(「成長投資金融戦略」)を策定することとされた。また、『「強く豊かな日本」投資枠』は、「日本成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや金融(オンチェーン決済システムに関するものを含む)などの分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とすることとされた。

本戦略の具体的な施策は以下のとおりである。このうち、施策の具体化が必要なものについては、特段の記載があるものを除き、2026 年度末までを目途に結論を得た上で、その後速やかに実施することとする。また、今後創設される予定の『「強く豊かな日本」投資枠』の活用も検討していく。

目標 (KPI)

- 2040 年度 250 兆円の国内投資目標を実現する。
- 2040 年までに、家計金融資産に占める株式・投資信託・債務証券の割合を 40%とする(2025 年 3 月末：約 23%)。

1. 金融機関・市場の機能強化

1-1. 官民金融機関による資金供給・成長支援機能の強化

(1) 17 の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再構築・再編を金融面から支えるため、「官民投資ロードマップ」に基づく政府の検討状況も踏まえ、以下の取組を推進するなど、資金供給面での政府系金融機関と民間金融機関の連携を促進し、官民連携による成長資金の供給拡大を図るための方策を検討する。

- ① 日本政策投資銀行(DBJ)¹や、産業革新投資機構(JIC)において、17 の戦略分野への投融資方針を策定・整理する。
- ② 銀行等が政府系の金融機関・ファンドと共同で行う 17 の戦略分野等への

¹ DBJ については特定投資業務について投融資方針を策定・整理する。特定投資業務とは、民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資(産投出資)を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施することを企図して設けられた業務。

株式投資を促進する。このため、自己資本比率規制において、銀行等が政府系の金融機関・ファンドと共同で株式投資を行う場合には、一定の要件の下で所要自己資本を軽減する²。

- ③ 上記に係る政府の検討や、官民金融機関の取組について、関係省庁や官民金融機関が意見交換を行う「官民戦略投資連携フォーラム（仮称）」を設置する。

(2) 銀行等には、企業の成長を促し、資金・知見の両面で企業を支える中心的役割を担うことが期待される。銀行等による投融資両面の資金供給機能や企業の成長支援機能を強化し、大規模な M&A や大型プロジェクトの資金調達ニーズに機動的に対応できるようにする。

- ① 足元で企業の M&A が件数・金額ともに増加しており、買収資金の需要が高まっている³。また、AI データセンターの建設など大型プロジェクトに係る資金調達ニーズが高まっている。

コーポレートガバナンス改革の進展や成長投資の機運の高まりを踏まえ、企業における大規模な M&A や大型プロジェクトへの投資は今後も続くと考えられる中、銀行等の融資機能を高めていくことが不可欠である。

このため、以下の融資について、一定の要件の下、大口信用供与等規制⁴の限度額超過の特例承認の対象とすることを明確化する。

- 企業の大型 M&A 資金の融資⁵
- 大型プロジェクトのために設立する特別目的会社向けの融資⁶

- ② 企業の事業再編や成長投資を促進する上で、銀行等には融資を通じた資金提供に留まらず、産業に対する幅広い知見とノウハウを活かし、自らの財務健全性の範囲内でリスクマネー（メザニン・エクイティ等）を提供しつつハンズオンで成長支援を行う機能も期待されている。

こうした銀行等の出資・成長支援機能を高めるため、議決権保有規制⁷の

² 主として、投資専門子会社を通じた株式投資を想定。後述の通り、投資専門子会社を通じた株式投資については、議決権保有制限の緩和も実施する。

³ 大型案件については、銀行等がブリッジローン（つなぎ融資）により巨額の買収資金を一時的に提供し、その後の社債やシンジケートローンによる恒久的な資金調達に繋げる実務が一般的にみられる。

⁴ 特定の融資先にリスクが集中することを避ける観点から、同一グループへの融資等を自己資本の 25% 以下に制限する規制が課されている。

⁵ 限度額超過が短期に解消されることが確実に見込まれる場合に限る。

⁶ ノンリコースローンであり、親会社と倒産隔離され信用連鎖性がない場合に限る。

⁷ 銀行等には、出資先企業の議決権保有を 5% 以下に制限する規制が課されている。その例外として、銀行等の投資専門子会社は、事業再生会社、事業承継会社、ベンチャービジネス会社、地域活性化事業会社に対しては議決権の 100% まで出資可能である。

例外として、銀行等の投資専門子会社による、企業が成長のため行う株式非公開化や、事業の選択と集中のために行うカーブアウト案件に対する出資を、議決権の100%まで可能とする⁸。

また、同子会社を通じた出資が可能なベンチャービジネス会社は中小企業であることが要件とされているところ、これを中堅企業へ拡大する。

③ 銀行等が組成・運営するファンドにおいて、他の機関投資家等の資金も活用したリスクマネー供給を行いやすくする。このため、自己資本比率の計算を合理化し、銀行等の傘下ファンドにおける他者出資分は原則非連結とすることにより、ファンド運営に係る所要自己資本を軽減する⁹。

④ 銀行等が産業の成長を支える役割を従来以上に果たしていくための今後のビジネスモデルの発展¹⁰に向けて、以下について、より良いサービスの提供可能性や諸外国の実情を含めて、2026年度中に研究・検討を開始する。

- 銀証ファイアーウォール規制¹¹等の見直し（金融機関グループにおける適切な顧客情報管理・利益相反管理、優越的地位の濫用防止、不適切行為に対する厳格なペナルティを前提とする）
- 銀行における一般持株会社¹²の仕組みの活用のは是非・可否（預金を原資としない等のリスク遮断の徹底を前提とする）

(3) 今後拡大する成長投資の資金需要に対応するため、多様なプレイヤーが参加し、多様な金融商品が取引される厚みのある金融市場を実現する。

① 企業への資金供給経路の多様化に向け、米国と比べ発行体・投資家ともに少ない状況にある社債市場の活性化に取り組む。このため、社債権者保護にも配慮しつつ、以下を実施する。

- 社債未活用の企業に向けた知見提供（社債発行に当たっての専門的・実務的な知見を記載したガイドブックの作成・周知）
- 小口・低格付社債の発行を促す規制緩和（改正産業競争力強化法（2026年5月29日成立）により、生産性向上のための設備投資に資金を充当

⁸ 投資専門子会社における所要の体制整備を前提とする。

⁹ 現行規制では、自己資本比率の計算上、他者出資分も含めて連結で計算する。

¹⁰ 例えば、①直接・間接金融を横断して、多様な資金供給機能を総合的に提供するとともに、組成した良質なアセットを多様な投資家に流通させていくビジネスモデルや、②融資に加えて、事業会社への出資を行い、ハンズオン支援によりイノベーションを共創し、企業価値を向上した上で投資回収を行うビジネスモデルが考えられる。

¹¹ 金融機関グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制。

¹² 研究・検討の対象として、例えば、銀行持株会社に課される業務範囲規制の枠組み外での銀行業以外の業務展開が可能な持株会社の形態等が考えられる。

する等の一定要件を満たす社債発行を行う場合に社債管理者の設置を不要とする特例を創設)

- 大規模な設備投資を行う企業の社債取得を行う金融機関を支援する制度整備（改正産業競争力強化法（2026 年 5 月 29 日成立）により、生産性向上のための設備投資に資金を充当する等の一定要件を満たす社債発行を行う場合に、主務大臣が指定する金融機関¹³が社債を取得する原資として、日本政策金融公庫からの融資を受けられる制度を創設）
- 機動的な発行や公表される価格情報の拡充を可能とする環境整備の促進（発行手続期間の効率化に向けた実務慣行の整理に関する検討、業界団体が価格情報の公表対象とする取引銘柄につき現行の範囲からの拡大に関する検討¹⁴等）
- バーチャル社債権者集会の導入に係る検討
- 社債発行企業のグループ企業によるデジタル社債等の勧誘に係る規制緩和

- ② これまで信用リスク管理を行う銀行勘定で取り扱うものと解されていた売買目的のローン債権について、売買目的有価証券と同様に、市場リスク管理を行うトレーディング勘定で取り扱うよう見直し¹⁵、ローン・セカンダリー市場の活性化や銀行等におけるリスク管理の高度化を促す。

また、諸外国で取引されているローン債権・社債の商品性等を参考に、2026 年 5 月に制度が導入された企業価値担保権¹⁶付きローン・社債の組成・流通について、実務的な検討を進める。

- ③ 成長投資を支える資金供給主体の多様化を図るため、貸金業の規制の見直しを図る。具体的には、金融システムの信用維持や借り手の保護を前提に、銀行等や政府系金融機関が企業の M&A や事業展開のために組成するシンジケートローンに、日本で銀行免許がない外国金融機関の参加を促すための制度や、大企業の M&A 等への資金供給を円滑に行うための制度を検討し、次期

¹³ 産業競争力強化法施行令に規定された銀行・生命保険会社等のうち、主務大臣へ指定に係る申請を行った金融機関。

¹⁴ 現行制度では、以下の①又は②のいずれかに該当する社債の取引のうち、1 取引の取引数量が額面 1 億円以上の取引が公表対象。

①銘柄格付が AA 格相当以上であるもの、②銘柄格付が A 格相当で発行額が 300 億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く）

¹⁵ これにより、売買目的有価証券と同様のリスク管理・会計・自己資本比率規制上の取扱いを可能とする。

¹⁶ 将来キャッシュフローを含む事業全体を担保とすることにより、事業の将来性に基づく資金調達を行いやすくする担保制度。

通常国会への法案提出を目指す。

- ④ 適切なモニタリングを前提に、企業への大規模な出資や積極的な価値向上に取り組む PE ファンドやスタートアップ企業に成長資金を供給するベンチャーキャピタル（VC）の健全な発展を図るとともに、成長資金市場の発展を促す。このため、以下を実施する。
- JIC や DBJ 等の政府系ファンド・金融機関による民間ファンドへの LP 出資・共同出資といった出資機能の強化（JIC¹⁷は、大型案件に取り組む民間 PE ファンドへの LP 出資を引き続き強化するとともに、2025 年 11 月に組成した 8,000 億円規模のファンド（JIC 子会社が運営）を通じて民間 PE ファンドとの共同投資を積極的に検討。DBJ は、改正日本政策投資銀行法（2025 年 5 月 16 日施行）に基づき、特定投資業務を通じた PE ファンドとの共同出資によるリスクマネー供給を強化。）
 - 多くの投資家から改善を求める声がある、日本企業に出資する PE ファンドの業界全体のベンチマークの充実
 - 主要な投資家である銀行等の出資・融資に係る議決権保有規制や自己資本比率規制の合理化¹⁸
 - 国内 PE ファンドの資金調達構造や出資先企業の規模、投資家から見た課題についての実態調査及び課題解決に向けた対話の実施
 - 「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（VCRHs）」（2024 年 10 月 17 日）の改訂・普及（VC からスタートアップに対する出口の多様化・海外展開に係る支援強化や、VC におけるファンド資産の公正価値評価の推進等¹⁹）
 - VC や機関投資家等によるインパクト投資の拡大促進²⁰
- ⑤ スタートアップ企業等への成長資金の供給促進や個人投資家にとっての投資の選択肢拡充を図る観点から、諸外国の枠組み²¹を参考に、顧客保護に留意した上で、プライベートアセット²²への投資に特化した新たな個人投資

¹⁷ 2026 年 3 月末までに、民間 60 ファンドへ合計 3,413 億円の LP 出資を約束済み。

¹⁸ ①ファンドへの LP 出資を独占禁止法における議決権保有制限の例外とする期間の延長等、②LP 出資先から現物分配で取得した株式について銀行法・独占禁止法における議決権保有制限の例外として扱う措置、③自己資本比率規制における信用リスクをより正確に反映する外部格付の在り方の検討。

¹⁹ あわせて、官民金融機関、公的アセットオーナーを含む機関投資家に対して、VC への LP 出資の際に VCRHs を考慮するよう周知・普及する。

²⁰ インパクト投資時に活用できるデータ・指標の整理、インパクトを企業価値向上に繋げるための企業戦略等の議論を通じた、インパクト投資市場の形成の後押し。

²¹ EU・英国においては、低流動性資産への長期投資を目的とするファンド枠組みとして、それぞれ ELTIF (European Long-Term Investment Fund)、LTAF (Long-Term Asset Fund) が存在する。

²² 投資対象としての PE ファンド・VC 等、金融商品取引所等で取引されていない資産の総称。

家向け投資信託の枠組みを整備する。あわせて、低流動性金融商品であることを顧客が十分理解した上でリスク許容度の範囲内で購入できるよう、証券会社等において、顧客属性を踏まえた販売・勧誘態勢を確保する。

- ⑥ 非上場有価証券のプライマリー及びセカンダリー取引を行う投資家層の拡大を図る観点から、特定投資家（プロ投資家）への移行要件の緩和・明確化により、特定投資家による投資を促進する。
- ⑦ 国内 VC が外国 VC と連携して、海外進出を目指す国内スタートアップ企業に共同出資する際、これまで外国 VC に課されていた投資運用規制について緩和を行い、我が国発スタートアップ企業の円滑な海外展開を促進する。
- ⑧ 国民に安全・安心なセーフティネットを持続的に提供するため、生命保険会社の財務健全性等を確保しつつ、次期通常国会への法案提出に向けて、2027 年 3 月末で期限を迎える生命保険契約者保護機構に対する不測の事態に備えた政府補助の在り方を検討する。

1－2. 市場の魅力向上

(1) 東京証券取引所（東証）における各市場の魅力向上のための取組を促す。

- ① 「資本コストや株価を意識した経営」に関する開示の推進に向けて、プライム市場について、開示内容の充実や投資家との対話の質の向上といった実効的な取組の推進を、スタンダード市場については、開示率の向上に向けた更なる取組を、それぞれ行う。また、スタンダード市場や TOKYO PRO Market の魅力向上については、市場の性格や上場企業の上場目的等も踏まえつつ、引き続き議論を行う。

グロース市場については、2030 年の新基準の適用開始に向け、上場後も高い成長を続ける企業が集まり、日本経済の成長を牽引する企業を多く輩出する市場となるよう、「高い成長を目指した経営」の働きかけのフォローアップに加え、好事例集の充実やこれを活用した企業向けセミナーや機関投資家との対話イベントの開催といった一層の伴走支援を行う。

このほか、投資単位の引下げについては、東証の働きかけを受け、株式分割を行った上場企業も多いが、株価上昇の影響等もあり、依然として投資単位が高い上場企業が存在していることから、上場企業の負担軽減にも配慮しつつ、引き続き、単元未満株の取扱いも含め投資単位の更なる引下げに向けた具体的な検討を進める。

- ② 上場ベンチャーファンド市場の利用活性化を促進する観点から、上場後の

ポートフォリオ構築期間を延長するなど、ファンドに係る運用の自由度の向上等に向けた東証の制度改正を行う。

- (2) 近年、私設取引システム（PTS）での取引が増加するなど取引の場の多様化が進展している状況を踏まえ、我が国の株式市場構造の在り方について 2026 年度中に検討を開始する。

1－3．地域金融力の強化

地域金融機関が、地域経済の「要」として地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるよう、投資銀行機能、メインバンク機能、地域への貢献力等から成る地域金融力を強化する。このため、「地域金融力強化プラン」（2025 年 12 月 19 日）も踏まえ、関連する施策を推進する。その際、①17 の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点として形成される産業クラスターに関する「戦略産業クラスター計画」、②都道府県が主体となって重点的に育成すべき産業分野を特定して育成を図る「地域産業クラスター計画」及び③市町村又は都道府県が地域資源を活用し、付加価値の創出や域外・海外需要の獲得を図り、地域経済の成長を促す「地場産業成長プラン」で構成される「地域未来戦略」（2026 年*月*日閣議決定）とも連携する。

- (1) 地域を牽引するような中核企業の成長には、M&A や成長投資を含む事業戦略面でのアドバイスや資本市場も活用した資金調達面での支援が不可欠である。こうした一般的に投資銀行機能の一部とされるようなサービスを、知見を有する他のプレイヤーとも連携しながら提供し、企業価値創造の総合的な支援を行っていけるよう、大手を中心とする地域金融機関の取組を後押しするとともに、中期経営計画等における方針を確認する。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）において、投資銀行サービスを提供する証券会社等と連携しつつ、地域金融機関の役職員を対象に、投資銀行・企業価値創造業務に関する研修を実施することにより、地域金融機関の知見向上を支援する²³。さらに、REVIC が整備・運営する REVICareer（レビキャリ）事業を引き続き推進しつつ、この知見も生かしながら、地域金融機関における人材確保への支援について検討する。
- (2) 「戦略産業クラスター計画」の実施と連携して地域のサプライチェーンの成長・再生に関する取組への参加状況や取組事例の発信を行う地域金融機関を

²³ このほか、金融庁の実証事業において、地域金融機関が他のプレイヤーと連携しつつ、企業の成長支援を行う際の手法や課題を整理する。

後押しする。

- (3) M&A や事業承継等の支援については、後継者不在への対応が我が国の中小企業にとって重要な経営課題であること等を踏まえ、2026 年 4 月 1 日に適用開始された改正後の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に沿った、銀行等による支援態勢の整備を促進する。

また、更なる環境整備として、中小企業へ一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる取扱いについて、銀行等による事業再生・承継支援に係る出資を促進する観点から、見直しを検討する。

- (4) 地域金融機関がメインバンク機能を発揮し、充実した経営改善支援や事業性融資等に取り組めるよう、人材の育成等、地域金融機関における態勢整備を後押しする。このため、現場の融資担当者の意見を踏まえつつ、事業性評価のノウハウ・知見等を業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」(2023 年 3 月)の普及促進や企業価値担保権の活用事例の把握・周知等も通じ、金融機関職員の専門性の向上を支援する。こうした経営改善支援や事業性融資等の金融機関の取組については、優良事例の紹介にとどまらず、金融機能強化法等の運用においても確認していく。

また、このような地域金融機関による中小企業支援に資するよう、適時に、正確な会計情報等を企業・金融機関間で共有することを促す。あわせて、地域活性化の取組事例集を取りまとめる。

- (5) 「地域産業成長プラン」(「地域産業クラスター計画」及び「地場産業成長プラン」)を踏まえつつ、中小企業庁と金融庁が連携し、地域金融機関の参加も得て、地域ごとに伴走支援・再生支援の現状・課題を可視化しつつ、特に重点的に支援を行うべき事業者に対して、地域金融機関を含む関係機関のタイムリーな伴走支援・再生支援を実現する、県別「地域未来金融アクションプラン(仮称)」を策定し、「成長型再生」を後押しする。

- (6) まちづくりなど地方創生に係る様々な事業を行う者等を地域の「面」的な活性化の視点を持って支える取組への地域金融機関等の参画を促進する。このために金融庁と中小企業庁が共同で有識者等による検討会を立ち上げ、ローカル・ゼブラ企業等の地域事業をインパクト投資も活用しながら「面」で支えるといった、地域金融機関等に期待される役割を整理するなど、政府による対話・支援促進策の検討を行う。

また、金融行政(金融機能強化法の運用等)等におけるインパクト指標の活用やローカル・ゼブラ企業への支援の方策を検討する。

さらに、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 8 年改定版）」（2026 年 6 月 11 日）も踏まえつつ、PPP/PFI 地域プラットフォームへの地域金融機関の参画を促し、地域金融機関の官民連携によるまちづくりに向けた案件形成力の強化を後押しする。

- (7) 協同組織を含む地域金融機関に対する検査・監督機能を強化するため、金融庁と財務局との緊密な連携の下、事案に応じて立入検査を有効に活用しつつ、経営管理態勢や法令等遵守態勢等の深度ある検証を実施するための情報受付窓口等の活用や、資本参加先が策定する経営強化計画のフォローアップ等の継続的な確認、早期警戒制度の運用の更なる高度化等を実施する。

また、こうしたモニタリングを実施していく上で、実践的な着眼点（研修資料）の作成、出向等の形で財務局から金融庁への研修生の受入れ等、金融庁及び財務局における体系的中期的な検査・モニタリング人材の育成・確保（専門検査官の導入等も含む）の施策の充実を図る。さらに、財務局全体における業務改革の進捗状況を踏まえつつ、財務局における金融人材の配置、人事交流等の在り方についても、金融庁と財務省とが共同で検討を行い、明確にし、それに基づいて、従来の機構定員の在り方にこだわらず、金融庁及び財務局のモニタリングに必要な人員の確保を図る。

あわせて、検査事案を事後的に検証し、検査手法の改善等を図る部署の金融庁への設置を検討する。

- (8) 信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関が地域金融力を持続的に発揮できるよう、例えば、中央機関が、改正優先出資法（2026 年 6 月 25 日施行）の柔軟な活用も含む指導・支援や、各金融機関共通の課題に関する業務効率化・負担軽減の支援を行うなどといった役割（「共助」）を積極的に果たしていくための方策などについて検討する。

2. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等

日本経済の原動力たる企業が、積極的な成長投資を行い、中長期的に企業価値を向上させ、その成果を従業員や投資家に広く還元していくという役割を果たすことをこれまで以上に促す。

2-1. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革

- (1) 企業・機関投資家の双方が、成長投資の抑制による短期的な資本効率の改善といった短期主義に陥らず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を強く意識し、そのために必要な成長投資が実施されるよう、以下を実施する。

- ① 上場企業向けの原則である「コーポレートガバナンス・コード」を 2026 年夏に改訂し、その中で、取締役会は成長の道筋を構築する責務を負っており、自社の成長フェーズや機会コストを十分に考慮した上で、経営戦略や経営計画、資本政策の実現のために成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行うべきである旨、また、配分の適切性を不断に検証すべきであることを強調している。

これを踏まえ、機関投資家向けの原則である「スチュワードシップ・コード」の趣旨に沿った対話やスチュワードシップ活動に関する情報提供が適切に行われているかの確認を含め、上場企業や機関投資家の両コードの取組状況をフォローする。

- ② 改訂「コーポレートガバナンス・コード」と一体的に策定された、中長期的な企業価値向上に向け、成長投資の具体化・実行へと繋げるための実務指針となる「成長投資ガイダンス」を普及する。ガイダンスでは、成長ステージに応じた成長投資と株主還元との適切なバランスの確保に加え、各事業についてその企業価値を最も高め得る主体（ベストオーナー）が保有するとの考え方も踏まえつつ、事業ポートフォリオの最適化や事業再編等を促進する方策を具体化する。

また、価値創造指標であるエコノミック・プロフィット（EP：Economic Profit）²⁴を共通言語として、企業と投資家の双方に対し、中長期的に資本コストを上回るリターンの持続的な創出に向けた経営判断と行動を促し、その定着に向けたフォローアップを行う。

- ③ 短期主義に陥らず中長期的な企業価値向上に向けた企業と株主の建設的な対話の促進や、諸外国とのイコールフットィングを図り、企業の果敢な経営判断を後押しする観点から、会社法上の株主提案権²⁵、臨時総会招集権²⁶について必要な見直しを検討する。また、有価証券報告書と会社法上の事業報告等の一本化及び監査の一元化を行うための改正を検討する。

- (2) 企業が役職員への株式報酬を充実させていくことは、安定株主の醸成や中長期的な企業価値向上に寄与するものであり、このための環境整備を進める。また、企業が自己株式を公益目的で処分する際、処分上限等について定款の定

²⁴ 事業活動から生み出される税引後営業利益（NOPAT）から、当該事業に投下された資本に対する資本コストを控除したもの。投下資本 ×（投下資本利益率（ROIC）－加重平均資本コスト（WACC））と同義。

²⁵ 議決権数要件（300 個以上）の廃止や業務執行に関する提案（定款変更）の制限、会社による実質株主に対する調査権の実効性確保（議決権停止）等。

²⁶ 議決権の 3% 以上という要件の引上げ。

めがあれば、株主総会決議ではなく取締役会決議で処分可能とすることについて検討する。

- (3) 企業に対して資本コストを下回る事業に固定化された資本の見直しや成長分野への経営資源の再配分を促すため、事業ポートフォリオ改善や事業再編を促進・円滑化するための強力なインセンティブ措置を検討する。
- (4) 企業が成長投資を進める上で、増加する自然災害や地政学リスク等の対応が課題となる。企業の中には自グループのリスクのみを引き受ける保険子会社であるキャプティブを海外で設立する動きも広がる一方、為替変動や制度変更リスクを理由に国内設立を望む声がある。このため、契約者保護や健全性に配慮しつつ、限定的なリスクを扱う特別専門保険会社（再保険キャプティブ）の制度を創設するための法案の次期通常国会提出に向けた検討を進め、企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しする。

2-2. 企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出

- (1) 企業のこども・子育て支援と成長の好循環を強化するため、「こどもとともに成長する企業構想」を推進し、地域金融機関と連携した地域の中小企業への取組支援やリスクマネー供給の拡大を図るとともに、人的資本経営の情報開示におけるこども・若者や子育てに係る取組の位置付けを明確化することにより機関投資家等に対する取組状況の「見える化」を推進するほか、財務・人材面のインセンティブ施策と紐づく認定制度を導入するなど、環境整備を進める。

3. 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

3-1. アセットオーナーの機能向上

国民が経済成長の成果を最大限享受できるよう、公的年金、企業年金、大学などアセットオーナーに、受益者の最善の利益を追求した資産運用を促す。また、その結果として、企業の成長や市場の活性化、良質な金融商品の組成など金融機関における資産運用サービスの高度化に繋げていく。

- (1) 公的アセットオーナーには、資産運用の規模に鑑み、受益者に対する責任と市場等の発展について求められる役割を的確に果たしていくこと、また、他のアセットオーナーの参考となる取組の実施・開示を行っていくことが期待される。このため、以下を実施する。

- ① 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等の 9 主体²⁷が各々運用する厚生年金に係る積立金については、共通財源として一元管理する観点から、運用ルールの大枠は共通であるが、個々の方針等には主体間で違いがある。このため、9 主体の比較可能性を高めて継続的な運用高度化を促していく観点から、以下を実施する。ただし、その際、他と異なる先進的な試みや取組を阻害しないよう留意する。
- 9 主体の運用体制・基準・手法・状況等に係る重要な事項を、定義を共通化した上で、定期的・一覧での比較・開示を行う。
 - 厚生年金に係る積立金について、一元管理の観点から共通化すべき事項と運用高度化を促す観点から各主体の自主判断とすべき事項の区分けの検証を含め、最適な運用の枠組みが構築されているかを定期的に評価する。
 - 上記を踏まえ、運用を高度化していく（相互の情報連携・協力や必要に応じた他主体への運用委託を含む）。
- ② オルタナティブ資産は、上場株式や債券と異なるリスク・リターン特性を有しており、適切なリスク管理や体制整備を前提とした戦略的な投資は、ポートフォリオの効率性向上や超過収益の獲得にとって有益である。このため、GPIF においては、オルタナティブ投資の上限（資産全体の 5 %）に向けて、リスク管理や運用の高度化を進めるほか、以下を実施する。
- 毎年度の自己評価を多角的な観点から行う。具体的には、投資件数のほか投資金額・割合や収益率等に基づき、全体・種類別・内外別に評価する。厚生労働省においても、上記に基づき実績評価を行う。
 - 投資確約金額が 5 % 上限に近づくまでに、リスク管理・運用の高度化の観点から、現行の 4 資産内枠管理の利点・欠点を踏まえた是非や、新たな上限水準、配分割合を含め、今後のポートフォリオの位置付け・在り方を検討する。
 - 国内 PE ファンド・VC の発展は、GPIF にとっても良質な投資対象を増やす観点から重要であることを踏まえ、関係省庁や他の LP 投資家と協力して投資環境の整備に貢献し、結果としてのコミットメントに繋げる。
- ③ その他の公的アセットオーナーについても、自らの運用目標やリスク管理体制の整備、財政・収支状況を踏まえつつ、上記②の各事項について取組を進める。

²⁷ GPIF、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、地方職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団。

(2) 企業年金（DB²⁸・企業型 DC²⁹）の情報を公開し、他社比較を可能とする新システムを 2027 年度中に稼働させるべく、準備を進める。稼働後も、関係者の意見を踏まえ、定期的に必要な見直しを検討する。また、各企業年金（DB）が、加入者の最善の利益を追求するための備えがあることを点検し、運用力向上を図っていくことを後押しする観点から、一定の資産規模以上の DB におけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を調査する。また、その結果を踏まえ、追加的な施策を検討する。

(3) 大学においては、金融経済や社会環境が変化する中、海外の大学のように計画的な資産運用により財源を多様化し、財務の安定性を確保していくことが重要である。各大学の状況は区々であるが、各大学の取組を後押しすべく、以下を実施する。

① 大学における資産運用の促進・高度化に向け、これから運用開始を検討する大学と既に一定レベルの運用を実施する大学別に、双方の参考となる資産運用ガイドブックを策定し、全国の大学へ普及・展開する。また、体制整備や運用面での好事例を収集し、横展開を実施するとともに、アセットオーナー・プリンシプルの受入促進を図る。

② 世界最高水準の研究大学の実現に向けて科学技術振興機構（大学ファンド）の支援対象となる国際卓越研究大学の認定においては、次期募集を行う場合、アセットオーナー・プリンシプルの受入状況を認可要件に盛り込む。また、認定に際して資産運用ポートフォリオや運用方針の妥当性を十分に確認するとともに、認定後もこれらの状況について深度あるモニタリングを定期的に行う。

③ 単独では体制構築が困難な大学においては、他大学との共同運用や外部専門家の知見活用（OCIO サービス等）も選択肢となる。これらに関し、大学や金融機関の意見も聞きつつ障害となっている点がないか点検し、必要に応じ環境整備を行う。例えば、法令や当局認定により実施可能な運用内容が異なる国立大学が運用高度化に向けて円滑に共同運用をすることができる環境整備を検討する。

④ 私立大学の会計基準（文部科学省令）では、国立大学と異なり、原則、有価証券を時価ではなく取得価額で評価する旨規定されている。計算書類の注記として時価情報を記載することとなっているが、「債券」、「株式」、「投資

²⁸ 確定給付企業年金。

²⁹ 企業型確定拠出年金。

信託」、「その他」という大括りでの記載であり、また、時価の経年変化が明らかでないなどの課題がある。このため、私立大学の資産運用・リスク管理の高度化に向けて、時価情報の記載を充実させるなど時価管理を促す仕組みを含め、私立大学における会計上の有価証券の取扱いの在り方の見直しを検討する。

3-2. 資産運用サービスの高度化

アセットオーナーの機能向上や家計の安定的な資産形成を促進していくため、これらの者から運用を受託する資産運用会社等が受益者の最善の利益を勘案し、資産運用サービスの質の向上に継続的に取り組んでいくことや、同時にその原資となる収益基盤を確立していくことを促す。

- (1) 日本投資顧問業協会と投資信託協会が統合し、2026年4月に新たに発足した資産運用業協会が、従来の自主規制機能の強化に加えて、政策対応能力の向上（政府への政策提言や自主規制規則の適切な見直し）や、海外関係団体との連携など、資産運用業の健全な発展やプレゼンス向上に向けた取組を強化し、資産運用立国の実現を力強く推進する協会となるよう後押しする。
- (2) 大手金融機関グループにおける運用力向上やガバナンス強化等に関する取組のフォローアップを行い、各社に継続的な深化を求め、業界の変革を後押しする。
- (3) 資産運用会社の運用力向上や海外基盤の確立に向け、大手金融機関グループによる外国資産運用会社の買収事例も増加している中、銀行等による機動的な買収を可能とするため、銀行等が資産運用業と一般業務を兼営する外国会社を保有可能とする。
- (4) 資産運用会社の新規参入を促進するため、日本版 EMP（Emerging Managers Program）³⁰の取組を継続するとともに、業界の取組状況のフォローアップを行う。
- (5) 資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の中には、標準化・自動化されていないものも多い。家計や機関投資家の資産運用が今後より一層拡大すると考えられる中、短期的な費用対効果のみならず、あるべき業務の効率化・合理化について、2027年度中に一定の整理を行うこ

³⁰ 官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図るための新興運用業者促進プログラム。

とを目指し、関係業界と当局等が連携して検討する。

- (6) 人的資本投資やインフレ対応の観点から、企業年金（DB・企業型 DC）の充実に取り組もうとする企業が増えていくことが考えられる。こうした企業に対して、総幹事会社（信託銀行や生命保険会社）や企業型 DC の制度運営をサポートする金融機関等が、各企業の事情に応じて企業が取り得る適切な選択肢を提示する、課題がある場合は解決策を提案するなど、きめ細やかなサポートを行うよう促す。
- (7) 資産運用会社等における適切なプロダクトガバナンスを確立すべく、金融商品のライフサイクルを通じた品質管理など、「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月 26 日改訂）を踏まえた各社の対応状況や、金融商品を購入した顧客の属性を検証するための製販間の情報連携に基づく各社の取組状況をフォローアップし、必要に応じて改善を促す。
- (8) NISA の拡充・恒久化等に伴い、投資初心者を含めて個人投資家の裾野が拡大しており、分かりやすい説明や丁寧な顧客対応を行うとともに、家計の安定的な資産形成に資する良質な金融商品・サービスの提供を更に進展させていくことが重要である。このため、販売会社等において、顧客本位の業務運営を実践する態勢等が自律的に改善・高度化する仕組みが構築されるよう促していく。

3-3. 家計の安定的な資産形成の促進

若年層から高齢層まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、個々人のライフプランに沿った形で安定的な資産形成を行えるよう、金融経済教育の推進や資産形成ツールの充実等を図る。

- (1) 企業型 DC・iDeCo³¹は、NISA と並ぶ重要な資産形成ツールである。一方で、例えば、iDeCo の加入者数は約 400 万と NISA の口座開設者数（2,800 万超）の 1/7 以下であり、その差も年々拡大している。金融機関からも制度改善を望む意見が多い。こうした点を踏まえ、加入者にとって魅力的な制度となるよう、更なる制度の改善や広報の充実など、以下を実施する。
 - ① 様々な要因により一定の年代まで十分な資産形成ができない場合もあることも考慮しつつ、加入者の拠出実態や諸外国の制度³²、NISA との関係等

³¹ 個人型確定拠出年金。

³² 例えば、米国では 50 歳以上の者に対する追加枠が設けられている。

を踏まえ、あるべき拠出限度額の水準や枠組みについて、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき必要な対応を図る。

② 現在、加入者の約 20%は元本確保型商品のみで運用しており、実質的な資産価値が毀損し続けるリスクに直面している。このため、個々人の適切な商品選択をサポートする観点から、以下を検討する。

- 加入者が金融機関から個別商品のアドバイスを受けられるようにする（運営管理機関が、金融商品取引業者の立場として行う個別商品の推奨・助言を許容）。その上で、深度ある金融モニタリングを行う。
- リスク許容度に応じた適切な商品選択やリバランスをサポートする観点から、預金や投資信託に限定されている運用商品におけるロボアドバイザーサービス（投資一任契約）の取扱いを整理する。
- 運営管理機関において、適時適切な商品ラインナップの見直しが実施されるよう、商品除外手続（選択者の 2/3 以上の同意）を緩和する。また、商品ラインナップを 35 本以下とする現行規定を見直す。
- 加入者の老後の所得確保という目的を踏まえ、指定運用方法の設定を促進（義務化を検討等）するとともに、長期的な資産形成に適した商品を設定していない場合には、その理由を加入者に説明する仕組みとする。

③ 企業型 DC・iDeCo は、NISA と比べ多数の主体が関与する制度であるという実態を踏まえ、手続の簡素化やコストの低減に繋げるよう、制度の効率化・シンプル化に向け、大胆な改革を次期年金制度改革までに検討し（iDeCo におけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含む）、その結果に基づき所要の法令改正を行う。検討に際しては、公平性の観点のみならず、運営管理機関の負担など制度の持続可能性にも配慮する。また、同時に給付（一時金受取り又は年金受取り）の諸課題、自動移換者の削減策や移換資産の目減り防止策についても検討する。

④ iDeCo のメリット（所得控除）等について広報を充実させる。その際、iDeCo のみではなく、NISA との相違点や、両制度の併用・使い分けに関する情報を加えるなど、国民の目線に立った広報としていく。

(2) ライフプラン、ライフステージ、資産・収支状況など個々人の状況は区々であるが、「金利ある世界」へと移行する中、個々人の多様なニーズに応えるため、国債の魅力を向上させていくことも重要である。このため、既存の個人向け国債の商品性を見直しや、新たな商品の設計等を含む更なる環境整備を行う。

- (3) NISAについては、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、令和5年度税制改正において制度の抜本的拡充・恒久化がなされ、また、令和8年度税制改正においても、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃など制度の一層の充実が図られたところである。当面は、これまでの制度拡充の成果を踏まえ、実務的な改善を通じて継続的な利便性の向上を図りつつ、更なる普及・定着に向けて広報等の取組を進めていく。
- (4) 「金融リテラシー調査 2025 年」の結果によると、「金融経済教育を受けたと認識する人の割合」及び「金融リテラシーの正答率」には地域差がある。また、世代（ライフステージ）ごとに身に付けるべき金融に関する知識・判断力（金融リテラシー）は異なる。こうした差・違いを踏まえ、以下を実施する。
- ① 金融経済教育推進機構（J-FLEC）において、関係省庁とともに、都道府県の金融広報委員会³³、地方自治体、教育機関、金融機関、商工団体等の関係者との連携を強化し、各世代・地域に即した金融経済教育を推進する。
 - ② 各省庁・地方部局・地方自治体において、職域における金融経済教育を更に浸透させる観点から、全企業の範となるよう、J-FLEC の事業を活用するなど職員向けの研修・セミナーを継続的に実施する。
- (5) 長期・積立・分散投資やインフレ時の資産管理の重要性を踏まえ、文部科学省を中心に金融庁や J-FLEC が連携し、次期学習指導要領における金融リテラシーの向上に資する記載の一層の充実を図る。
- (6) J-FLEC のミッションであるファイナンシャル・ウェルビーイングの実現のためには、個々人がライフプランの設計・点検を行う上で、自身の金融資産や年金情報を集約・可視化することが有用である。このため、J-FLEC に設置された検討会議において、可視化が必要なデータとその取得方法について整理する。

3－4．公的資産の運用改善や有効活用

- (1) 外為特会を始めとする公的部門が保有する資産について、その保有目的等も踏まえつつ、運用改善や有効活用の有用性を検討する。

³³ 都道府県庁・財務省財務局・日本銀行支店等により構成される金融に関する広報活動を行う団体。

4. 金融システムを支えるインフラへの投資

4-1. AI 時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ

AI エージェントが自律的に経済活動を遂行する「エージェンティックコマース」の時代では、商取引は言語・時差に関係なく行われるようになり、決済もこれに対応することが求められる。さらに、商流・物流と決済の双方がデータ連携して動くことで、企業の生産性向上も期待される。

一方で、我が国の決済基盤がこれらに対応できないと、海外決済基盤への依存が強まり、我が国の競争力低下や経済安全保障上のリスクを高めるおそれがある。

AI 時代の決済は、「24 時間 365 日連続稼働」、「商流・物流と繋がるプログラマビリティ」、「決済基盤として信頼される安定性・安全性」の要素を備えた、ブロックチェーン技術を基盤とする「オンチェーン金融」の推進と、既存の金融インフラ（オフチェーン金融）とのベストミックスが鍵となる。

このため、金融庁は、「AI 時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ」として、関係省庁等とともに、本分野の推進を加速するべく、横断的に検討を進める場としての「AI 時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」を 2026 年夏に立ち上げる。フォーラムにおいて以下の 3 つの観点を含め検討を進め、まずは 2027 年初、中間整理をまとめる。また、金融庁が、関係省庁等と連携しつつ、民間の資金決済全体の在り方について主導的役割を果たしていくべく、金融庁の必要な組織拡充を検討する。

(1) オンチェーン金融の社会実装の推進

ブロックチェーン技術を用いた物流・商流・決済の一体化が目指される中、物流・商流・決済が一体化された「オンチェーン金融」に係る官民連携でのロードマップを作成する。

決済高度化プロジェクト(PIP)³⁴において、実証実験の支援を継続するとともに、オンチェーン決済の活用場面を貿易決済を含むその他の分野へ拡大することを含め、官民連携でのユースケースの拡大を支援する。

また、決済のリアルタイム化や、オンチェーン時代における銀行間決済の機能分担の在り方も踏まえたデジタル決済との連携等の実現も視野に入れ、新たな決済システムの構築を促進する。

さらに、国際的なオンチェーン金融実装に向け、以下について連携・発信を行う。

³⁴ 金融機関等のブロックチェーン技術の活用等による決済の高度化に関する実証実験を、関連法令の解釈やコンプライアンス・監督対応上の論点整理等の面から支援する枠組み。

- 円建てのステーブルコイン（SC）が海外でも用いられるためには、他の通貨建て SC との互換性確保・向上が重要であることから、価値の保全や償還ルール等についての各国間の規制・監督におけるイコールフットイングの確立等に向け、各国当局間による対話を行う。
- オンチェーン金融の活用を含むクロスボーダー送金の高度化について、官民一体で日本とアジアの間の連携を深める観点から、アジアとの官民政策対話の枠組みを創設し、技術面・法令面等における課題及び取組事例の共有等を通じ、相互理解・連携を深める。

くわえて、オンチェーン金融の推進に向け、以下のとおり関係省庁等の取組状況のフォローアップを行う。

- 日本銀行において、日銀当座預金のオンチェーン対応につき、年内に実装に向けた論点整理と実現に向けた道筋に関する検討状況について取りまとめる。
- 業界団体において、トークン化預金等が物流・商流とデータ連携する時代における銀行業務の在り方について検討を行う。
- デジタル庁において、オンチェーン決済のプログラマビリティの機能を活かした SC やトークン化預金の公金給付への活用可能性について検討を進める。
- 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局において、SC の金銭に準じた利用可能性等について、諸法令における取扱いを整理・明確化するための省庁横断的な検討を進める。
- 財務省において、国債等のトークン化対応、及び元利払いを投資家のニーズに応じてオンチェーン決済を可能とすることの検討を進める。

(2) オンチェーン金融を発展させる環境整備

SC の国内外のユースケースの拡大を踏まえながら、例えば、裏付け資産の在り方を始めとする SC の制度的枠組みに関する諸論点について、メリット・デメリットを含めて点検を行う。

DEX（Decentralized Exchange：分散型取引所）を始めとする DeFi（Decentralized Finance：分散型金融）や、ウォレット提供者に関するリスク低減策（技術的性質に合わせた過不足のない規制を含む）の在り方について、各国の動向も注視しながら、検討を行う。

くわえて、国内外においてトークン化に係る取組が進展する中、こうした動向も踏まえつつ、様々な資産のトークン化に関する制度の在り方について、検討を行う。

(3) 新時代を支える AI 等の技術への適応

AI エージェント時代を見据え、金融分野における AI の浸透に応じた市場・金融機関の監督の在り方を検討する。その際、例えば VC (verifiable credential) の利用可能性など、金融分野における AI 活用の高度化、信頼性向上及び不正防止の観点から、本人真正性を担保する基盤の在り方についても検討を進める。

また、ブロックチェーン技術についての量子コンピュータによる危殆化リスクの把握や代替手段の検討を進める。

4-2. 金融機関・金融システムへの信頼の確保

(1) 特殊詐欺等への対策については、銀行等間での不正利用口座に係る情報共有の枠組み構築に向けて引き続き官民が連携して取り組むとともに、不正利用口座の早期検知・迅速な凍結も含め、金融機関による取組の実効性が確保されるようフォローアップを行う。こうした詐欺等の被害防止に向けた金融機関の取組について利用者の理解・協力が得られるよう広報・啓発活動を進めるなど、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(2025 年 4 月 22 日)に掲げられた施策を着実に進める。

また、インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引については、証券業界のみならず、金融業界全体において、利用者を狙うサイバー攻撃の手口が不断に高度化・巧妙化しているため、今後とも国民が安心して金融取引ができる環境が整備されるよう、各種監督指針等に基づき、金融機関を注意深くモニタリングしていく。

くわえて、AI 技術の進展によるサイバー脅威については、とりわけフロンティア AI モデルの実用化により、緊要性が増していることを踏まえ、政府、金融業界、IT ベンダー等の関係企業が知見を持ち寄り、官民が連携して実効性のある対策を早急に検討・推進していく。その際、個別金融機関の「レジリエンス」に対する経営体制の強化といった自助、政府による公助に加え、金融 ISAC や金融情報システムセンター (FISC) 等による金融業界の共助の枠組みを強化していく。あわせて、国際的にも、金融安定上の課題として金融安定理事会 (FSB) 等において、各国当局と連携して対応していく。今後もフロンティア AI モデルによる脅威が継続・加速化していく可能性に備え、最新の知見や技術へのアクセス確保に取り組むとともに、防御における AI の活用を含め適切に対応していく。

(2) プライベートクレジットについて、我が国金融機関においては、ポートフォリオの分散管理や投融資先の選別等、リスク管理の高度化に取り組んでおり、

足元懸念されている金融商品へのエクスポージャーは限定的であるが、引き続き、金融機関における海外ファンド関連のビジネスに係るリスクテイクの方針やリスク管理態勢、取組状況に加え、個人投資家向けの販売・管理態勢等を確認していく。また、金融安定理事会（FSB）等において、金融システムの安定等の観点から、プライベートクレジットに係る国際的な議論が進展しているところ、政府としてこうした議論に引き続き貢献していく。

- (3) 金融機関や金融システムの公正性・安全性に対する信頼を確保する。特に、金融機関における不正事案については、事案が発生した真因の分析、再発防止策の策定や実施状況等を確認する。また、悪質な事案は法令に基づく厳正な処分を行うとともに、類似事案の発生を未然に防ぐためのモニタリングの高度化に取り組む。
- (4) 会計不正は、資本市場に対する投資家の信頼を害するものであることから、現に発生している上場企業による会計不正事案を踏まえ、事案の究明、必要な処分を行うとともに、再発防止策として、以下を実施する。
 - 経営者に関して、有価証券報告書の「確認書」の記載事項をより充実させ、実効的な開示を後押しする。また、「コーポレートガバナンス・コード」の改訂を通じて、独立社外取締役の経営者に対する牽制機能と不正に対する抑止力が働くように求めるとともに、取締役会の機能強化に関するグッドプラクティスを収集・公表し、その浸透を図る。
 - 日本公認会計士協会等の関係者は監査品質の向上等に向けて、監査人の支援に取り組む。
 - 新規上場に関連する会計不正事案に関しては、主要なゲートキーパーである日本取引所グループ、日本証券業協会、日本公認会計士協会が既に公表した対応策を着実に実施する。
- (5) 決算情報等の開示制度は、その信頼性を担保する監査制度と相まって、重要な社会インフラであり、また、企業会計（財務会計・管理会計）は、企業の適正な財務情報開示の前提である。このため、その重要性を金融経済教育の中でも取り上げる。

5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- (1) 国内外の金融機関や投資家等の関係者とのコミュニケーションを深め、資産運用立国の取組を更に加速させる。Japan Weeks の開催等を通じて、金融・資産運用特区を始めとする日本市場の魅力を国内外により積極的に情報発信

し、関係者との対話を充実させると同時に、「拠点開設サポートオフィス」³⁵を通じて海外金融事業者の参入を支援することで、日本市場の競争力強化を図る。くわえて、日 ASEAN 金融当局や民間金融機関が参画しているトランジション・ファイナンス推進の枠組みである「アジア GX コンソーシアム」を通じて、ASEAN における同分野に係る政策への我が国の実務知見のインプットを図る。

- (2) 国内におけるフィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、Japan Fintech Week の開催等を通じて、我が国のフィンテックの魅力を世界に発信するとともに、決済高度化プロジェクト (PIP)、Fintech サポートデスクや実証実験ハブを通じて、フィンテック事業関係者を支援する。

³⁵ 新規に日本に参入する海外金融事業者の登録に関する事前相談、登録手続や監督等を英語により、ワンストップで行う相談窓口。